

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

ヒヤリ・ハットにリスク評価を応用
対策の優先順位把握できる
東京環境オペレーション

特集Ⅱ

玉掛け作業の技能向上へ！
大林組協力会社災防協が有資格者を再教育

別冊付録

中小企業における
メンタルヘルス不調者への休職・職場復帰
埼玉県社会保険労務士会

WEB版はカラーでご覧になれます！！

WEB登録（無料）のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です！

No.2215

2014

8 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21東京会
社会保険労務士 永井事務所

所長 永井康幸

上司の異常な叱責によるストレスで精神障害を発病し自殺

■ 災害のあらまし ■

医薬品の製造、販売を業とするS社に医療情報担当者として勤務していたAは上司Bから、営業成績や仕事の仕方に対して、しばしば厳しい叱責・叱咤・罵言を受けていた。それらが主因ないし誘因とみられる精神障害を発症し、遂には家族や上司を名宛人とする8通の遺書を残し、公園内の立木の枝で首をつって自殺するに至った。

遺族である妻がAの死亡に関して、労災保険法に基づく遺族補償年金および葬祭料の支給を請求した。

■ 判断 ■

Aは精神障害（診断名は、発症当初の時点では適応障害、その後、軽症うつ病エピソード）を発症したところ、発症に先立つ数カ月前ころから、上司であるBの言動により、社会通念上客観的にみて精神疾患を発症させる程度に過重な心理的負荷を受けており、他に業務外の心理的負荷やAの個人側（本人側）の脆弱性も認められないことからすれば、業務に内在ないし随伴する危険が現実化したものとして、Aは精神障害を発症したと認めるのが相当である。

業務に起因して精神障害を発症したAは、精神障害に罹患したまま、正常の認識および行為選択能力が当該精神障害により著しく阻害されている状態で自殺に及んだと推定され、この評価を覆すに足る特段の事情は見当たらないから、Aの自殺は、故意の自殺ではないとして、業務起因性を認められ業務上とされた。

■ 解説 ■

一般的に労働者の自殺は、「労働者の故意による死亡」として労災保険給付の対象

第177回

とされない（労災保険法第12条の2の2第1項）が、本件では自殺に至る過程を詳細に検討し、故意の自殺ではないとして業務起因性を認めた。

S社に入社したAは医療情報担当者として勤務し、結婚し子供をもうけ、同僚からも社会生活や人間関係における特段の精神的問題なども性格上の偏りもない人物とされていた。ただし、Aが所属する営業所は47拠点中41位と下位の営業成績であり、新たに赴任した上司Bは営業所の体質改善を図るべく係長としてAのもとにやってきたのである。

BはAに対し、個人的な嫌悪の情も交えて、しばしば厳しい言葉を浴びせることになった。例えば、Aが医師と情報交換もできないとの思いから、「お前、対人恐怖症やろ。病院の訪問をせずに給料を取るの給料泥棒だ。病院を回っていないならばガソリンが無駄だ」という言い方で叱責した。さらにAの逃避的な態度に腹を立て、「病院の回り方がわからないのか、勘弁してよ」などの発言をした。

Aは、自殺の際、8通の遺書を残した。名宛人には家族や同僚のほかBも含まれていた。そこには全体として極めて自罰的な語調で、仕事面で自分の能力が足りず、欠点だらけであることを嘆き、転職をするだけの気力も失われ、自殺するほかはないという内容のものであった。「もう頑張れなくなりました。疲れました。申し訳ありません。すみません、ごめんなさい」などの謝罪の文言が繰り返され、自分について「欠点だらけの腐った欠陥品」と表現するなど極度の自虐的な表現が複数あった。

労災認定されるためには業務と死亡との間に相当因果関係（業務起因性）が認められることが必要であり、業務に内在または



随伴する危険が現実化したといえなければならぬ。精神障害の発症については、環境由来のストレスと、個体側（本人側）の反応性・脆弱性との関係で、精神的破綻が生じるかどうかで決まると考えられる。

相当因果関係が肯定されるためには、業務による心理的負荷が、社会通念上、客観的にみて、精神障害を発症させる程度に加重である、すなわち、発病が仕事による強いストレスによるものと判断できる場合に限られる。要件としては、①対象となる精神障害を発病している、②発病前6カ月の間に業務による強い心理的負荷が認められる、③業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないことが必要である。そして、精神障害に罹患したまま、正常の認識および行為選択能力が精神障害により著しく阻害されている状態で自殺に及んだ場合で、この評価を覆すに足りる特段の事情は見当たらないときに、自殺は故意ではないとして、業務起因性が肯定される。

このケースでは、労基署長の判断は不支給処分、審査官に対する審査請求も審査会への再審査請求でも棄却されたが、裁判所の判断により覆された。